

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

目次	ページ
公告	
公の施設の指定管理者の募集(県民文化政策課)二件	1
公の施設の指定管理者の募集(秋田又千振興課)	3
公の施設の指定管理者の募集(観光課)	4

公告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 公の施設の概要

- (一) 名称 秋田県総合生活文化会館
 - (二) 所在地 秋田市中通二丁目三番八号
 - (三) 設置目的 県民生活の安定向上及び文化の発展を図るとともに、産業に関する情報を提供することにより本県の産業の振興に資するために設置する。
 - (四) 規模等 鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨コンクリート造及び鉄骨造地下三階、地下一階、地上二階及び三階、延床面積約千八百平方メートル
 - (五) 主な施設 多目的ホール、美術展示ホール、研修室
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務

- (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (二) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供
- (三) 観光及び物産に関する情報その他産業に関する情報の提供
- (四) (一)から(三)に掲げるもののほか、秋田県総合生活文化会館(以下「会館」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務

- 三 管理を行わせる期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)

- 四 申請をする団体に必要な資格等
- (一) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (二) 申請をすることができない団体

- (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
- (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
- (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 指定の期間に係る年度ごとの会館の事業計画書
- (2) 平成十四年度から平成十六年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- (二) 提出場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番二号

- (三) 提出期限
秋田県生活環境文化政策課文化振興班(電話番号〇一八 八六〇 一五三二一)

- (四) 提出期限
平成十七年十一月七日(月)午後五時十五分まで

- (五) なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

- (六) 選定の方法、基準及び時期
- (一) 生活環境文化政策課指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 会館の設置の目的が効果的に達成されること。
 - (3) 効率的な管理が行われること。
 - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、会館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (二) 選定は、平成十七年十一月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 七 募集要項の交付
- 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年十月十八日(火)から同年十一月七日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時及び場所
 - 募集要項に記載する日時及び場所
 - (二) その他
- 説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
 - (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (三) 会館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
 - (四) 詳細は募集要項による。
 - (五) 問い合わせ先
- 秋田県生活環境文化部県民文化政策課文化振興班(電話番号〇一八 八六〇 一五三二一)
- 県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
- 平成十七年十月十一日

一 公の施設の概要

- (一) 名称

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県総合生活文化会館

(二) 所在地

秋田市中通二丁目三番八号

(三) 設置目的

県民生活の安定向上及び文化の発展を図るとともに、産業に関する情報を提供することにより本県の産業の振興に資するために設置する。

(四) 規模等

鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨コンクリート造及び鉄骨造地上四階、延床面積約三千二百平方メートル

(五) 主な施設

音楽ホール、練習室(三室)

二 指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(二) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供

(三) (一)から(二)に掲げるもののほか、秋田県総合生活文化会館(以下「会館」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

(一) 申請をする団体に必要な資格

(二) 県内に事務所を有する法人その他の団体であること。

(三) 申請をすることができない団体

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していな

いものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

(二) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(三) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

五 申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(二) 指定の期間に係る年度ごとの会館の事業計画書

(三) 平成十四年度から平成十六年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準

ずる書類

(四) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(五) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(六) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(七) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(八) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(九) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(十) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(十一) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(十二) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 提出場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番二号
秋田県生活環境文化政策課文化振興班(電話番号〇一八 八六〇 一五三一)

- (三) 提出期限
平成十七年十一月七日(月)午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

- (一) 生活環境文化政策指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- 1) 県民の平等な利用が確保されること。
- 2) 会館の設置の目的が効果的に達成されること。
- 3) 効率的な管理が行われること。
- 4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- 5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、会館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

- (二) 選定は、平成十七年十一月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

- 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年十月十八日(火)から同年十一月七日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時及び場所
募集要項に記載する日時及び場所
- (二) その他
説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。会館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託

- (四) 料を支払う。
- (五) 詳細は募集要項による。
- (四) 問い合わせ先
秋田県生活環境文化政策課文化振興班(電話番号〇一八 八六〇 一五三一)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
平成十七年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 公の施設の概要

- (一) 名称
秋田県森林学習交流館
- (二) 所在地
秋田県秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番四
- (三) 設置目的
森林・林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進し、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって本県林業の振興に資することを目的とする。

- (四) 規模等
鉄筋コンクリート地上三階建 延床面積約四千六百平方メートル 敷地面積約十九万六千四百平方メートル

- (五) 主な施設
学習展示室、視聴覚室、会議室、学習交流の森、宿泊室、レストラン

- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
施設及び設備の維持管理に関する業務
森林及び林業に関する学習に関する業務
(一)から(三)までに掲げるもののほか、秋田県森林学習交流館(以下「学習交流館」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(予定)

- 四 申請をする団体に必要な資格等
(一) 申請をする団体に必要な資格
県内に事務所を有する法人その他の団体であること。
- (二) 申請をすることができない団体

- (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用者として使用する団体を含む。)
- (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
- (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- 申請の手続

- 五 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類
- (3) 学習交流館の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 提出場所
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県農林水産部秋田スギ振興課団体・普及班(電話番号〇一八 八六〇 一九二九)

- (三) 提出期限
- 平成十七年十一月十日(木)午後五時十五分まで
- なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

- 六 選定の方法、基準及び時期
- (一) 農林水産部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 学習交流館の設置の目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、学習交流館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (二) 選定は、平成十七年十一月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

- (二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年十月十一日(火)から同年十

- 一月十日(木)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、百六十円切手をはった返信用封筒を同封すること。

- 八 説明会
- (一) 日時及び場所
- 募集要項に記載する日時及び場所
- (二) その他
- 説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

- 九 その他
- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (三) 学習交流館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (四) 詳細は、募集要項による。
- (五) 問い合わせ先
- 秋田県農林水産部秋田スギ振興課団体・普及班(電話番号〇一八 八六〇 一九二九)又は秋田県農林水産部農林政策課総務第一班(電話番号〇一八 八六〇 一七二二)

- 県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。
- 平成十七年十月十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

一 公の施設の概要

- (一) 名称
- 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター
- (二) 所在地
- 南秋田郡大潟村字北一丁目三番地
- (三) 設置目的
- 県内における観光レクリエーション活動のための利便性の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。
- (四) 規模等
- 鉄骨鉄筋コンクリート造地上八階、塔屋、塔屋上、床面積約六千七百六平方メートル
- (五) 主な施設

- 客室、宴会場、浴場、レストラン、売店
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
- (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
施設及び設備の維持管理に関する業務
- (二) 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター（以下、「大潟スポーツ宿泊センター」という。）の利用の促進に関する業務
- (三) 大潟スポーツ宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務
- (四) (一)から(三)に掲げるもののほか、大潟スポーツ宿泊センターの管理に関し知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（予定）
- 四 申請をする上で必要な条件
大潟スポーツ宿泊センターの効率的かつ効果的な管理を図るため、大潟村営の大潟ふるさと交流施設（大潟スポーツ宿泊センターと合築。）に係る指定管理者の申請を大潟村に対して併せて行うこと。
- 五 申請をする団体に必要な資格等
- (一) 申請をする団体に必要な資格
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2)(1) 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条の規定に基づくもの。（下宿営業を除く。））及び飲食店営業（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づくもの。）を現在営んでいるもの。
- (二) 申請をすることができない団体
- (1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
- (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- 六 申請の手続
- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- (1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
役員の名簿及び履歴を記載した書類
組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要

- を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類
- (5) 指定の期間に係る大潟スポーツ宿泊センターの事業計画書及び年度ごとの収支予算書
- (6) 旅館業の経営及び飲食店営業の実績に関する書類
- (7) 五(二)の各号に該当しない旨の申立書
- (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 提出場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 提出期限
平成十七年十一月十日（木）午後五時十五分まで
- なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 七 選定の方法、基準及び時期
- (一) 産業経済労働部指定管理者（候補者）選定委員会における選定基準は、次のとおりとする。
- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 大潟スポーツ宿泊センターの設置目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) その他大潟スポーツ宿泊センターの設置目的、性質に応じて定める基準
- (二) 産業経済労働部指定管理者（候補者）選定委員会と大潟村公の施設に係る指定管理者選定委員会を合同で開催し、その審査結果を踏まえ最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- (三) 選定は、平成十七年十一月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 八 募集要項の交付
- (二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成十七年十月十一日（火）から同年十一月十日（木）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- 九 説明会
- (一) 日時及び場所

- (一) 募集要項に記載する日時及び場所
- (二) 説明会への参加を希望する団体は、事前に(五)に連絡すること。
- (三) その他
- (四) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (五) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (六) 大瀧スポーツ宿泊センターの利用料金は、県が定める金額を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入として收受させる。
- (七) 詳細は募集要項による。
- (八) 問い合わせ先
- (九) 秋田県産業経済労働部観光課(電話番号〇一八 八六〇 二二七一)

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)8766 FAX(863)0005
 E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp

